

# 戦後日本の児童館施策の動向

## — 「児童館の設置運営要綱」を中心に —

八重樫 牧 子\*<sup>1</sup>

### 要 約

児童館行政の指針となっている厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」を中心に、戦後日本の児童館施策の動向を整理し、この通知に定められている「児童館の設置運営要綱」がどのように改正・改定されたか検討することによって、今後の児童館施策の課題について考えた。

その課題として以下のものが考えられる。

1. 児童館設置の促進
2. 児童館における放課後児童健全育成事業の推進
3. 児童厚生員の身分資格の確立および処遇の向上
4. 地域社会に位置付けられた児童館活動と他分野との連携

### はじめに

戦後50年を経た今日、少子化の進行、共働き家庭の一般化、家庭や地域の養育機能の低下、そして児童虐待の増加など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。平成2年のいわゆる1.57ショックを契機に、政府や地方自治体等から次々に子育て支援に関する提言や計画が発表され、児童家庭福祉施策の新たな政策課題として「子どもの権利保障」や「地域における子ども家庭支援システムの構築」が認識されるようになってきている<sup>1,2)</sup>。平成9年6月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「将来の我が国を担う子供たちが健やかに育成されるよう、児童保育施策の見直し、児童の自立支援施策の充実等を行い、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援の制度として再構築を図る」<sup>3)</sup>のために、児童福祉法を中心とする児童家庭福祉制度の改革がなされた。

児童館についても、「子供の未来21プラン研究会」<sup>4)</sup>や中央児童福祉審議会・家庭児童健全育成対策部会<sup>5)</sup>が指摘しているように、児童館の機能、設置運営、児童厚生員の身分や資格等、児童福祉法の改正を含めた検討が必要になってきている。このように、児童福祉法の見直し・改正が進行している現在、児童館施策の方向性を見極めることが重要になってきており、そのためには戦後のわが国の児童館施策が

どのように展開されてきたのか、その動向を明らかにすることが必要であると考え。そこで、筆者は戦後の児童館施策に大きな影響を与えたと思われる答申、意見具申、報告書などにおいて、児童館についてどのような提言がなされ、その提言が実際の児童館施策（事業）にどのように反映されたか検討を行った<sup>6,7)</sup>。本研究では、さらに児童館行政の指針となっている厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」を中心に、戦後日本の児童館施策の動向を整理し、この通知に定められている「児童館の設置運営要綱」がどのように改正・改訂されたか検討することによって、今後の児童館施策の課題について考えてみたい。

### 戦後日本の児童館施策の動向

筆者は、戦後日本の児童館施策の動向を検討するにあたって、表1のように4つの時代区分を行った<sup>6,7)</sup>が、「児童館の設置運営要綱」が定められたのは、児童館施策の見直しと補助金の抑制が図られた第三期・転換期の昭和53年6月である。以後、「児童館の設置運営」は改定・改正が行なわれているが、まず、戦後日本の児童館施策の動向を簡単に述べておきたい。

#### 1. 第Ⅰ期 創設期<1945(昭和22)年-1959(昭和34)年>

第Ⅰ期の創設期は、「児童館の理念の啓発・普及」が図られた時期である。昭和22年12月、児童福祉法

\*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科  
(連絡先) 八重樫牧子 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

第40条において、児童館は「児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」屋内の児童厚生施設として法的に位置づけられた。昭和26年には厚生省児童局より「児童厚生施設運営要領」が示され、また昭和32年には、厚生省と全国社会福祉協議会の共催で「第1回全国児童館会議」が開催されるなど、児童館の啓発と普及が図られた。

## 2. 第II期 発展期<1960(昭和35)年-1973(昭和48)年>

第II期の発展期は、「児童館の整備・拡充」がなされた時期である。昭和38年度において市町村の児童館の設置および運営費に対して国庫補助が実施されるようになった。昭和43年には、厚生省に育成課が新設され、児童の健全育成対策に関する中央の行政機構が充実整備された。また同年全国児童館連絡協議会（昭和50年には社団法人全国児童館連合会となる）も結成されている。

## 3. 第III期 転換期<1974(昭和49)年-1989(平成元)年>

第III期の転換期は、児童館施策の見直しと補助金の抑制がなされた時期である。昭和53年6月に厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」が出され、新しい型の児童館として児童センターが創設されたが、この中で初めて「児童館の設置運営要綱」が定められた。しかし、児童センターの運営費は厚生保険特別会計の児童手当勘定となり、さらに昭和61年には、児童館と児童センターの交付要綱が一本化された。以後、児童厚生施設整備費・事業費は厚生保険特別会計の児童手当勘定となり、児童館に対する補助金の抑制が図られた。一方、補助金の抑制によって、市町村の児童館活動の取り組みが低下しないようにと、国は積極的に子どもの遊びの重要性を訴えるために種々の児童館施策を展開することになった<sup>8)</sup>（例えば、昭和62年の児童劇巡回事業、昭和63年の児童厚生施設地域交流事業、昭和64年の児童厚生施設自然体験活動事業など）。また、昭和63年には、事務次官通知「児童館の設置運営について」の改訂が行われ、大型児童センターと都道府県児童厚生施設が新たに整備された。

## 4. 第IV期 地域福祉展開期<1990(平成2)年->

第IV期の地域福祉展開期は、児童館が地域の子ども家庭支援システムに位置づけられる時期である。先にも述べたように、平成2年の1.57ショックを契機に次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが児童家庭福祉の緊急の課題となってきた。また、平成元年11月には国連第44総会において「児童の権利に関する条約」が採択され、平成6年を国際

家族年とすることも決定された。このように子どもや家庭をめぐる問題が、国内的にも国際的にも大きな関心事となってくるなか、平成2年8月に厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の改訂が行われ、児童館体系の見直しが図られた。また、この時期にも種々の児童館施策が創設された。例えば、平成2年の「こどもの遊び場づくり（こどもの町）推進事業」、平成3年の「放課後児童対策事業」、平成4年の「県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）」、平成5年の「児童館地域活動促進事業」などである。しかし、その多くの事業は、平成6年に創設された「子どもにやさしい街づくり事業」の選択事業となった（都市児童健全育成事業、子ども家庭相談事業、児童厚生施設地域交流事業、こどもの遊び場づくり（こどもの町）推進事業、児童厚生施設自然体験活動事業、児童館地域活動促進事業）。ただし、この「子どもにやさしい街づくり事業」は、平成9年には「児童環境づくり支援事業」と統合されて「児童環境づくり基盤整備事業」となり、先の種々の児童館に係わる事業の多くが消滅することとなった。

一方、21世紀を目前にした今日、行財政改革などあらゆる面で改革が進行し、地方分権化や規制緩和が推進されている。児童家庭福祉の分野においても、地方分権化や規制緩和が進行しており、平成6年12月にはエンゼルプランが発表され、次々と地方版エンゼルプランも策定されている（平成10年2月末現在、策定済：42都道府県、184市区町村、策定中：5府県、195市区町村）。また、平成9年6月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」も公布された。児童館施策については、平成7年よりコミュニティー児童館を整備する社会福祉法人等に補助が出されることになり、平成8年には、保育所併設型民間児童館の運営費にも助成が行われることとなった。しかし、平成9年度の予算において、児童厚生施設事業費のうち、公立公営の児童館（県立児童厚生施設は除く）については、①地方に同化定着していきること、②地方の独自性に立脚した自由で自主的な活動が期待できるということで、事業費の補助は打ち切れ、一般財源化された<sup>9)</sup>。平成9年の児童福祉法の改正では、児童館に関して大きな改正はなされなかったが、従来、児童館でも実施されてきた放課後児童対策事業が、社会福祉事業法上の第二種社会福祉事業として法制化され、放課後児童健全育成事業となった。また平成10年2月の「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」では、児童館関連に関しては、児童厚生員の規制緩和がなされた。

表1 戦後日本の児童館年表(その1)

	年代	児童館に関わる法令・施策等	児童館に関わる答申, 報告書等
第I期 創設期   児童館の理念の啓発・普及	1947年 (昭和22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■厚生省に児童局新設(3.19 勅令87)→企画課, 養護課, 母子衛生課設置</li> <li>■児童福祉法公布(12.12 法164, 23.1.1 一部施行, 23.4.1全部施行)→児童館は, 第40条に規定された児童厚生施設として位置づけらる。</li> </ul>	
	1948年 (昭和23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉法施行規則(3.31 厚令11)</li> <li>■児童福祉施設最低基準公布施行(12.29 省令63)→第37条に児童厚生施設の[設備の基準], 第38条に[職員], 第39条に[遊びの指導], 第40条に[保護者との連絡]を規定</li> </ul>	
	1951年 (昭和26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童憲章制定宣言(5.5)</li> <li>●厚生省児童局「児童厚生施設運営要領」(5.-)→児童館運営についての基本指針が示された。</li> </ul>	
	1956年 (昭和31)	◎大阪市「西日本児童館会議」開催(6.-)	◆中央児童福祉審議会「児童福祉行政の諸問題に関する意見具申」(5.2)
第II期 発展期   児童館の整備・拡充	1957年 (昭和32)	●厚生省・全国社会福祉協議会共催「第1回全国児童館会議」開催(3.-)	
	1958年 (昭和33)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童遊園設置要綱実施(6.6)→児童遊園設置費について国庫補助</li> <li>●厚生省児童局・国際児童福祉連合共催「国際児童福祉研究会議」(11.23~25 東京)</li> </ul>	
	1959年 (昭和34)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国連総会「児童権利宣言」採択(11.20)</li> <li>●厚生省児童局長通知「夏季における児童の健全育成対策について」</li> </ul>	
	1960年 (昭和35)	●児童健全育成事業費国庫補助制度→地域で健全育成活動に従事する指導者の養成及び資質向上を図るため, 都道府県が開催する講習会, 研修会について助成(昭和40年まで)	◆中央児童福祉審議会「児童福祉と行政の刷新強化に関する意見」答申(8.4)
第II期 発展期   児童館の整備・拡充	1962年 (昭和37)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎東京の学童保育連絡協議会発足</li> <li>◎財団法人「こどもの国建設協力会」設立(8.-)</li> </ul>	◆中央児童福祉審議会「児童の健全育成と能力開発によってその資質の向上をはかる積極的対策に関する意見書」答申(7.23)
	1963年 (昭和38)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生事務次官通知「昭和38年度児童館設置費国庫補助について」(7.11 発児140)→市町村立(特別区を含む)の地域児童館の設置及び運営費に対する国庫補助制度の創設</li> <li>●厚生省児童局長通知「国庫補助による児童館の設置について」(7.24 発児756)</li> </ul>	◆厚生省児童局「児童福祉白書」発行(5.20)
	1964年 (昭和39)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生事務次官通知「国庫補助による児童館の設置運営について」(5.8 発児121)→児童館設置運営費国庫補助金を社会福祉施設整備費補助金に統合される(通知もさしかえられる)。</li> <li>■児童局を児童家庭局に改称(7.1 法127)</li> </ul>	
	1965年 (昭和40)	●こどもの国開園(5.5)	◆中央児童福祉審議会「児童の事故を防止するための具体的方策について」答申(7.16)
第II期 発展期   児童館の整備・拡充	1966年 (昭和41)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生省「家庭児童対策モデル地区組織の育成事業」の創設(4.1)→モデル地区を設定し, そこで地域活動に参加する有志指導者の組織的・体系的な養成とその活動の促進を目的とする研修事業に国庫補助を行う(昭和50年度まで)。</li> <li>□こどもの国協会法公布施行(7.20 法131)</li> <li>◎特殊法人こどもの国協会発足(11.1)</li> </ul>	
	1967年 (昭和42)	◎全国学童保育連絡協議会発足	

表1 戦後日本の児童館年表(その2)

	年 代	児童館に関わる法令・施策等	児童館に関わる答申、報告書等
第Ⅱ期 児童館 施策に 対する 国の 行政 機構 の整 備・ 拡充	1968年 (昭和43)	■児童家庭局養護課を廃止、育成課および障害福祉課を設置(5.10 政令118)→育成課が新設され、児童の健全育成対策に関する中央の行政機構が充実整備される。 ●厚生省主催によるワークキャンプ方式児童館厚生員ブロック研修会実施 ◎全国児童館連絡協議会が任意団体として結成される(昭和50年には社団法人全国児童館連合会となる)。	
	1969年 (昭和44)	●厚生事務次官通知「児童館運営費国庫補助について」(5.28 発児105)→児童館運営費への国庫補助単価の増額	
	1970年 (昭和45)	◎全国母親クラブ連絡協議会、任意団体として結成	
	1971年 (昭和46)	□児童手当法公布(5.27 法73,47.1.1施行)	◆厚生省「昭和46年版 厚生白書 こどもと社会」(11.25)
	1972年 (昭和47)		▲東京都児童福祉審議会「東京都における児童館のあり方について」意見具申(11.15)
	1973年 (昭和48)	○厚生省児童家庭局長通知「国庫補助による地域組織活動の運用について」→母親クラブの活動費についての国庫補助制度が発足 ●児童館施設整備費への国庫補助単価増額	
第Ⅲ期 児童 館設 置運 営要 綱の 抑 制	1974年 (昭和49)	◎東京都「地区児童館設置運営要領」(11.15 49民児育210)	◆中央児童福祉審議会「今後推進すべき児童福祉対策について」答申(11.28)
	1975年 (昭和50)	◎社団法人全国児童館連合会設立(7.-)	
	1976年 (昭和51)	●厚生事務次官通知「家庭児童相談室運営費及び児童館運営費等の国庫補助について」(7.19 発児119)→「家庭児童相談室運営及び児童館費等補助金交付要綱」(昭和44年5月28日厚生省発児105「児童館運営費国庫補助について」は廃止)、児童館への施設設備への国庫補助に構造別(鉄筋・ブロック・木造)補助単価を設定 ●厚生事務次官通知「都市児童健全育成事業の実施について」(7.30 発児127)、厚生省児童家庭局長通知「都市児童健全育成事業の実施について」(7.30 発児531)→個々の市(人口5万人以上)及び特別区が地域の実情に応じて選択実施できるメニュー方式の事業として、創設された。事業内容は①家庭児童対策民間指導者育成事業、②社会福祉施設園庭開放事業、③児童育成クラブ設置、育成事業の3種類。	
	1978年 (昭和53)	■児童手当法第3次改定→都市健全育成事業費の予算が一般会計から厚生保険特別会計に移行された(5.16)。 ○都市児童健全育成事業として④都市児童に対し、体力を増進し情操を豊かにするための事業を加える。 ●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」(6.9 発児117)→児童館設置運営要綱施行(昭和39年5月8日付厚生発児121号本職通知「国庫補助による児童館の設置運営について」は、廃止)。従来の児童館の機能に加え、都市における児童の体力進を指向するため、新しい型の児童館として児童センターが創設された。社会福祉法人の設置運営する児童館へも国庫補助拡充 ●厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」(6.9 発児327)→昭和38年7月24日厚生省発児第756号本職通知「国庫補助による児童館の運営について」は廃止。 ●厚生事務次官通知「児童センター運営費及び都市児童健全育成事業費の国庫補助について」(6.9 発児121)	

表1 戦後日本の児童館年表(その3)

	年代	児童館に関わる法令・施策等	児童館に関わる答申、報告書等
第 III 期	1979年 (昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国際児童年開始(1.1)</li> <li>●厚生省児童家庭局育成課長通知「都市児童館の機能強化について」(10. -)→都市児童館を施策化し、とりわけ児童館での留守家庭対策(育成クラブ)と、子ども会・母親クラブなど地域組織化活動の強化を求めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆こどもの城企画委員会(児童家庭局長の私的諮問機関)「こどもの城(仮称)の基本構想に関する意見」(6.8)</li> <li>◆厚生省「厚生白書 日本の子供たち—その現状と未来—」発表(11.30)</li> </ul>
	1980年 (昭和55)	□こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律公布(11.28, 56.4.1施行)→こどもの国協会の社会福祉法人化	
転 換 期	1981年 (昭和56)	●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」第1次改正(発児140)→他の社会福祉施設に児童館を併設する場合の建物、職員に関する事項追加	◆中央児童福祉審議会「今後のわが国児童家庭福祉の方向について」意見具申(12.18)
	1983年 (昭和58)	○すこやかテレホン事業創設(4.18)→都市児童健全育成事業のメニューの一つとして設けられた夜間・休日においても容易に利用できる電話相談事業であり、相談員の報酬や委託料にたいして3分の1を国庫補助	
 児 童 館 施 策 の 対 の 見 直 補 し と 金 補 助 の 抑 制	1984年 (昭和59)	●厚生省児童家庭局長通知「子ども家庭相談事業の実施について」(6.4 発児480, 一部改正経過61.5.15)→児童センター及び市に設置された児童館の特別事業であり、遊びの指導機能を十分活用して児童の保護者の悩みに応えるものである。	◆中央児童福祉審議会「家庭における児童養育の在り方とこれを支える地域の役割について」意見具申(9.20)
	1985年 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国際青年年開始(1.1)</li> <li>●厚生省児童家庭局育成課長通知「児童センターにおける年長児童の育成機能の強化について」(4.25 発児17)→国際青年年を記念し、中学生や高校生の利用できる設備機能を加えた大型児童センターの整備の開始</li> <li>■児童福祉法第38次改正(5.18)→「国の補助金等の整理合理化並びに臨時特例等に関する法律」、昭和60年度における運営費の国庫負担率の特例8/10→7/10</li> <li>■児童福祉法第39次改正(7.12)→「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律」、児童福祉審議会と地方社会福祉審議会の統合自由化、市町村の設置する児童福祉施設の都道府県知事認可制の届出制化等</li> <li>●「こどもの城」開所式(11.1)→9.14に厚生省と(財団)日本児童手当協会との間で「こどもの城経営委託契約」が締結され、11.1から一般に公開</li> </ul>	
 金 補 助 の 抑 制	1986年 (昭和61)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉法第40次改正(5.8)→「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」、社会福祉施設の措置費に対する国の負担割合を1/2とすることなど昭和61年度から63年度までの暫定措置</li> <li>●厚生事務次官通知「児童厚生施設整備の国庫補助について」(5.15 発児107)→「児童厚生施設整備交付要綱」。児童館・児童センターの交付要綱の一本化(特別会計)。昭和61年度から、従来実質上児童館の職員児童厚生員の人件費に対して国庫補助されていた制度を改め、児童館の活動事業費への補助制度に切り換えられる。</li> <li>●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」第2次改正(発児106)→大型児童館について追加、設置及び運営の主体に民法34条の規定により設立された法人を追加</li> <li>○厚生省児童家庭局長通知「国庫補助による地域組織活動の運用について」→昭和48年の「国庫補助による母親クラブ活動の運用について」を一部改正</li> <li>○厚生省、地域児童健全育成推進事業創設(9.20)→いじめに対処するため福祉、医療、教育等関連分野の対策を総合的に推進することを目的とする。</li> <li>■児童福祉法第42次改正(12.26, 62.4.1施行)→「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」、機関委任事務の一部の団体事務化</li> </ul>	
	1987年 (昭和62)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母親クラブへの国庫補助金額増額</li> <li>●厚生省、児童劇巡回事業に対する国庫補助について通知(5.21)</li> </ul>	

表1 戦後日本の児童館年表(その4)

	年代	児童館に関わる法令・施策等	児童館に関わる答申、報告書等
第Ⅲ期 児童館に対する補助金の抑制	1988年(昭和63)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」(1.28 発児8)→昭和53年6月9日付厚生省発児第117号本職通知「児童館の設置運営について」は廃止。大型児童センター、都道府県立児童厚生施設を新たに追加</li> <li>●厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設地域交流事業の実施について」(5.16 発児439)→児童と老人のふれあい活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆科学技術庁資源調査会「乳幼児期の人間生成と環境に関する調査報告—子ども、地域21世紀への旅立ち—」(9.13)</li> </ul>
	1989年(昭和64)(平成1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市児童特別対策モデル事業創設</li> <li>●厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設自然体験活動事業の実施について」(6.15 発児452)</li> <li>★国連第44総会「児童の権利に関する条約」を採択(11.20)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△全国社会福祉協議会・児童家庭懇談会「あらたな『児童家庭福祉』の推進をめざして」発表(2.16)</li> <li>◇社会福祉関係三審議会合同企画分科会「今後の社会福祉のあり方について」意見具申(3.30)</li> <li>◆中央児童福祉審議会・児童手当制度基本問題研究会「児童手当制度基本問題研究会報告書—今後の児童手当制度のありかたについて」(7.4)</li> </ul>
第Ⅳ期 地域福祉展開期 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりとしての児童館	1990年(平成2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉法第45次改正(6.29)→「老人福祉法等の一部を改正する法律」(6.29 法58, 5.4.1全面施行)、障害児に係る在宅福祉サービスの位置付けが明確化される。</li> <li>●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」(8.7 省発児123)→児童が宿泊し、野外活動を行う新しい児童館の整備を図るとともに、児童館体系の見直しを図ることとし、「児童館の設置運営要綱」を定める(昭和63年1月28日付厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」は廃止)</li> <li>●厚生省児童家庭局長通知「こどもの遊び場づくり(こどもの町)推進事業の実施について」(8.8 発児648)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆これからの家庭と子育てに関する懇談会(厚生大臣諮問機関)「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」(1.31)</li> <li>◆厚生省「平成元年版 厚生白書—長寿社会における子ども・家庭・地域—」発表(3.30)</li> <li>◆厚生省大臣官房統計情報部「平成元年人口動態統計(概数)」の概況について発表(6.7)→合計特殊出生率1.57(1.57ショック)</li> </ul>
	1991年(平成3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生省児童家庭局長通知「放課後児童対策事業の実施について」(4.11 発児356-1)、厚生省児童家庭局育成課長通知「放課後児童対策事業の実施について」(4.11 発児8)→放課後児童の健全育成の向上を図るため、「放課後児童対策実施要綱」定め、実施する。育成事業を発展的に解消し、対象の拡大等その充実を図り、児童クラブを設置する。</li> <li>●厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設自然体験活動事業の実施について」(4.11 発児356-2)→「児童厚生施設自然体験活動実施要綱」を定める。平成元年6月15日発児第452号本職通知「児童厚生施設自然体験活動事業の実施について」は廃止</li> <li>●厚生事務次官「児童館の設置運営について」第1次改正(発児59)</li> <li>■厚生省児童家庭局企画課に「児童環境づくり対策室」新設(7.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議「健やかに子供を生み育てる環境づくりについて」発表(1.23)</li> <li>△全国社会福祉協議会・児童家庭福祉委員会「地域における子育て家庭支援活動の展開—児童家庭福祉の新たな推進に向けて—」報告(5.7)</li> <li>△京都市社会福祉協議会・児童館事業研究委員会「子育て新時代の児童館ビジョン」発表(7.10)</li> <li>◆厚生省児童家庭局企画課児童環境づくり対策室・子どもと家庭に関する円卓会議「子どもと家庭アビ—子育て新時代に向けて—」言(12.5)</li> </ul>
	1992年(平成4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生省児童家庭局育成課長通知「児童遊園の設置運営について」(3.26 発児8)→標準的児童遊園設置運営要綱を定める。昭和40年4月1日発児25養護課長通知「児童遊園の設置運営について」は廃する。</li> <li>●厚生省児童家庭局長通知「県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)の実施について」(4.9 発児376)→都道府県が設置する児童厚生施設と管下市町村児童館・児童センターの相互の連携強化の推進(実施要綱を定める)。事業内容(1)ネットワーク運営委員会の設置、(2)児童館活動等の情報の収集、(3)遊びの指導技術の開発研修、(4)児童劇団等の登録及び派遣、(5)プレーバスの巡回等、(6)広報紙の発行</li> <li>○厚生省児童家庭局長通知「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」(5.18 発児513)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇文部省・青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について(審議のまとめ)」(2.26)</li> <li>▲東京都児童福祉審議会「子育て支援のための新たな児童福祉・母子保健施策のあり方」答申(11.14)</li> <li>◆経済企画庁「平成4年版 国民生活白書—少子社会の到来、その影響と対応—」発表(12.1)</li> </ul>

表1 戦後日本の児童館年表(その5)

	年代	児童館に関わる法令・施策等	児童館に関わる答申、報告書等
第IV期 地域	1992年 (平成4)	●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」第2次改正(発児67)→A型児童館、B型児童館の設備に移動型児童館用車両を備えることを追記 ○文部省、9月より全国の幼稚園、小・中学校、高校などで学校週5日制毎月第2土曜日)を実施(9.-)	
	1993年 (平成5)	●厚生省児童家庭局長通知「児童館地域活動促進事業の実施について」(4.1 発児316)→児童館の休日を利用した親子ふれあい活動等の推進 ●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」第3次改正→大型児童センターは人口50万から20万以上の市または特別区に設置。大型児童センターに関する追記	◆子供の未来21プラン研究会(厚生省私的研究会)「たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書」発表(7.29) △児童館・学童保育21世紀委員会「緊急提言委員会」,「21世紀への児童館・学童保育から緊急改革提言-子育て支援から子育て支援までをめざして-」報告要請書を厚生へ提出(10.10)
福祉 展開 エ ン ゼ ル ブ ラ ン と 児童 館	1994年 (平成6)	★国際家族年開始(1.1) ★政府「児童の権利に関する条約」批准(4.22, 5.22発効) ■児童手当法の一部を改正する法律公布(3.31 法18), (6.4.1, 7.4.1施行)→新たに子育て支援サービスに当てるための拠出金を事業主より徴収,これを財源に事業を大幅に拡大(名称を福祉施設事業から児童育成事業に変更) ○児童環境・健全育成支援事業創設→都市児童特別対策モデル事業を一般施策に移行(児童健全育成対策事業費,都道府県児童環境づくり対策費,都道府県児童環境づくり推進機構の整備,ふれあい交流事業) ○都市家庭在宅支援事業創設→都市部にある養護施設で実施 ●キャラバン隊派遣等事業創設→キャラバン隊派遣事業(①児童館巡回支援活動,②児童館巡回実技指導事業),優良児童劇巡回事業 ●児童健全育成ボランティア活動振興・助成事業創設 ●厚生省児童家庭局「就労家庭子育て支援モデル事業」新設→保育所との併設型の民間児童館に児童館運営費(人件費を含む)補助 ●厚生省児童家庭局長通知「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」(6.23 発児610)→地域における児童の健全育成のための環境整備の一層の推進を図るため「子どもにやさしい街づくり実施要綱」を定め,平成6年4月1日より実施。 ■厚生省組織令一部改正(7.1 政令317)→家庭福祉課,育成環境課,児童手当管理室(育成環境課),保育課新設。なお児童環境づくり対策室,育成課,児童手当課,母子福祉課は廃止 ○文部省事務次官通知「学校教育法施行規則の一部改正について」(11.24 文初小368)→平成7年4月から毎月に第2土曜日及び第4土曜日を休業日 ◎こども未来財団の発足(7.1) ●文部省・厚生省・労働省・建設省「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」発表(12.16) ●大蔵・厚生・自治3大臣合意「緊急保育対策等5か年事業-当面の緊急保育対策を推進するための基本的考え方」発表(12.18)	◆中児審家庭児童健全育成対策部会「児童の健全育成に関する意見」(2.16) ◆厚生省「平成5年版厚生白書未来をひらくこどもたちのために-子育ての社会的支援を考える-」(4.8) △全国児童館連合会児童館研究委員会ワーキンググループ「93「児童館活動の基本コンセプトと新たな活動の展開について」(5.25) ▲東京都児童福祉審議会「地域における子ども家庭支援システムの構築とその推進に向けて(中間のまとめ)」意見具申(8.-)
	1995年 (平成7)	●厚生省児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童対策事業の実施について」(4.3 児環25)→放課後児童対策事業の一層の充実・発展を図るための留意事項等を定める(平成3年4月11日発児第8号厚生省児童家庭局育成課長通知「放課後児童対策事業の実施について」は廃止) ●厚生省児童家庭局「就労家庭子育て支援モデル事業」として「コミュニティー児童館整備事業」を創設(平成7年度)→放課後児童対策事業を実施するための専門施設をコミュニティー児童館と位置づけ,社会福祉法人および民法第34条の規定により設置された法人が設置するコミュニティー児童館の建物創設,改修する場合の建築,工事費に対して補助 ○厚生省児童家庭局育成環境課長通知「児童児童育成基盤整備等推進事業の実施について」(6.27 児環32)→子どもにやさしい街づくり事業の特別事業(H.6.6.23)として実施	▲東京都児童福祉審議会「みんなで担う子ども家庭支援の地域づくり～東京都児童福祉審議会意見具申」(3.15) ▲かながわ子ども未来計画(仮称)検討委員会「子どもたちのたびだち-子どもの『人権の尊重と自己実現』(ウェルビーイング)をめざして-」報告書(3.-) ▲大阪府社会福祉審議会「今後の児童福祉施策のあり方について(答申)」(9.-)

表1 戦後日本の児童館年表(その6)

第IV期 地域福祉 展開 プログラム   地域における 子ども 家庭 支援 システム としての 児童館 	年代	児童館に関わる法令・施策等	児童館に関わる答申、報告書等
	1996年 (平成8)	●厚生省児童家庭局「保育所併存型民間児童館等事業」(平成8年度)→「就労家庭子育て支援モデル事業」を名称変更し、①保育所併存型民間児童館事業(運営費の助成)、②コミュニティー児童館整備事業が行われることになった。 ○児童環境づくり支援事業(都道府県児童環境づくり対策等)→児童環境・健全育成支援事業の名称を変更、児童健全育成対策事業は子どもにやさしい街づくり事業に統合 ★政府「児童の権利に関する条約第一回報告」を国連子どもの権利委員会に提出(5.30)	△全国児童館連合会「児童館事業の発展を図るための施策スキーム報告書3.11」 ◆中児審基本問題部会「少子社会にふさわしい保育システムについて(中間報告)」、「少子社会にふさわしい自立支援システムについて(中間報告)」、「母子家庭の実態と施策の方向について(中間報告)」(12.3)
	1997年 (平成9)	○文部省「預かり保育推進事業」創設(4.1) ○文部省「家庭教育子育て支援推進事業」創設→家庭教育充実事業と家庭教育ふれあい推進事業を統合 ●民間児童厚生施設等活動推進事業→公営児童厚生施設事業費(県立児童厚生施設を除く)の一般財源化に伴い、事業内容及び名称の変更 ○児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(6.5 児発396)→児童環境づくり支援事業と子どもにやさしい街づくり事業を統合し、名称を変更。「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」(H.4.5.18)、「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」(H.6.6.23)、「家庭支援相談等事業の実施について」(H.1.5.29)廃止。児童環境づくり基盤整備事業実施要綱(①都道府県児童環境づくり推進機構整備事業、②児童環境づくり対策等事業、③家庭支援相談等事業、④育児等健康支援事業) ■「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布(6.11 法714, H.10.4.1施行) ●児童家庭局長通知「児童福祉法の一部改正について」(6.11 児発411) ●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」第4次改正(6.30 児発79)→小型児童館、児童センターの運営に対する国の補助は民営のみ ■「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布(9.25 政令291) ■「児童福祉法施行規則等の一部を改正する法律」(9.25 厚生省令72) ●児童家庭局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の調整に関する政令等の施行について」(9.25 児発596)	◇地方分権推進委員会「第二次勧告」(7.8) ◆人口問題審議会「少子化に関する基本的考え方についてー人口減少社会、未来への責任と選択ー」(10.27) ◇時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方に関する調査研究協力者会議「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について(最終報告)」(11.4)
	1998年 (平成10)	■「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」(2.18 厚生省令15) ●児童家庭局長通知「児童福祉法施行等の一部を改正する政令の施行について」(2.18 児発84)→保母の名称を保育士に変更(H.11.4.1施行) ●厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」第5次改正(3.31 児発228)→児童クラブ室を放課後児童クラブ室に変更、職員規定の変更 ○児童家庭支援センターの創設(平成10年度は10か所) ○21世紀少子社会の広報啓発等事業新設 ○文部省「幼稚園における子育て支援活動の推進事業」創設(4.1) ●厚生省児童家庭局長通知「放課後児童健全育成事業の実施について」(4.9 児発294)→放課後児童健全育成事業実施要綱を定める。 ●厚生省児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の実施について」(4.9 児環境26) □「地方分権推進計画」閣議決定(5.29) ●文部省・厚生省「子どもと家庭を支援するための文部省・厚生省共同行動計画」(6.19)	◇次代を担う青少年について考える有者会議による意見のとりまとめ(4月) ◇青少年問題審議会「問題行動への対策を中心とした青少年の育成方策について(中間まとめ)」(6.23) ◇中央教育審議会「新しい児童を開く心を育てるためにー次世代を育てる心を失う危機ー」答申(6.30) ◆厚生省「平成10版厚生白書 少子社会を考えるー子供を産み育てることに『夢』を持てる社会をー」(6.15) ◇中央社会福祉審議会「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」(6.17) ◆中児審企画部会・育成環境部会合同部会「今度の児童の健全育成に関する意見ー子育て重視社会の構築を目指してー」(7月)

<凡例>

- ★児童館に係りの深い国連関係の条約等
- 児童館に係りの深い国の法令等
- 児童館に係りのある法令等
- 児童館に係りの深い国の施策・事業
- 児童館に係りのある国の施策・事業
- ◎児童館に関する地方自治体の施策・事業
- ◎児童館に関する民間の活動
- ◆児童館に係りの深い中央児童福祉審議会等の答申・意見具申・報告書等
- ◇児童館に係りのある審議会等の答申等
- ▲児童館に関する地方自治体の答申等
- △児童館に関する民間団体の報告書等

## 「児童館の設置運営要綱」の改定・改正

先にも述べたように「児童館の設置運営要綱」は、昭和53年6月の厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」において初めて定められたが、その後、表2のように、昭和56年と昭和61年に改正が行われ、昭和63年には全面的な改定がなされた。さらに平成2年にも児童館体系の見直しを図るべく改定が行われたが、その後、平成3年、平成4年、平成5年、平成9年そして平成10年と5次にわたって改正が行われている。

### 1. 昭和53年の「児童館の設置運営について」における「児童館の設置運営要綱」

都市化が進行する中で、都市では子どもにとって適当な遊び場が不足する一方、テレビの普及等も影響して、都市の児童の体力の低下が懸念されるようになった。この事態に対応するために、遊びによって児童の体力を増進する特別の指導機能を併せもつ児童センターが創設され、従来の児童館は小型児童館と規定された。また、児童館に対する国庫補助は市町村立の児童館の他に社会福祉法人が設置運営するものにも拡充された。

昭和56年の第1次改正では、他の社会福祉施設等を併設する場合は、設備を共有することができ、また2人の児童厚生員以外の職員についても兼務ができることになり、他の社会福祉施設と児童館の併設がしやすくなった。さらに昭和61年の第2次改正では、設置及び経営主体を民法第34条の規定（公益法人の規定）により設立された法人まで拡大された。また広域社会の児童を対象とする大型児童館が定められ、児童館の種類が増えることとなった。しかし、先にも述べたように児童館厚生施設整備費・事業費が厚生保険特別会計の児童手当勘定となり、児童館に対する補助金の抑制が図られた。

### 2. 昭和63年の「児童館の設置運営について」における「児童館の設置運営要綱」

高齢化社会を支える児童の健全育成が、重要かつ緊急の課題となってきた。しかし、それにもかかわらず、児童をとりまく環境の変化により、非行・いじめ・情緒障害など子どもの問題が多発し、少年非行は戦後第3のピークを示した。このような憂慮すべき事態に対応すべく、児童館の全面的改定が行われることとなった。昭和60年の国際青年年の記念事業として年長児童のための大型児童センターの整備が実施されていたこともあって、中学、高校生等の年長児童の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する大型児童センターが要綱に規定されることになった。さらに、地域に設置された児童

館の中核的機能を持ち、原則として都道府県内の児童を対象とする都道府県立児童厚生施設も新たに整備されることになった。

### 3. 平成2年の「児童館の設置運営について」における「児童館の設置運営要綱」

次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりの視点から、地域の健全育成の拠点として児童館を計画的に整備するために、児童館体系の見直しが図られた。豊かな自然の中で児童が宿泊し、野外活動を行う新しい大型児童館をB型児童館とし、都道府県立児童館をA型児童館、これまでの大型児童館をC型児童館と規定し、大型児童館を中心に大幅な改定が行われた。平成3年には小型児童館の用地面積の規制緩和を図りいわゆるミニ児童館を設置することが可能になった。また平成4年の第2次改正では、前年度に放課後児童対策事業が実施されたのを受けて、児童館の設備として児童クラブ室を設置することとなった。また必要に応じてA型児童館、B型児童館に移動型児童館車両を備えることが追加された。平成4年9月より、学校週5日制が実施されたことを受けて、平成5年の第3次改正では、年長児童のための大型児童センターの増設と設備の充実が図られることになった。平成9年の第4次改正では、先にも述べたように都道府県立厚生施設を除く公立公営の児童館の事業費が一般財源化されたので、国の補助規定の変更が行われた。さらに平成10年の第5次改正では、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業が法制化したので、児童クラブ室が放課後児童クラブ室に変更となった。また児童福祉施設最低基準の改正により、職員については「最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という）」と改正された。

以上のように、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなかで、児童館の種別がなされその種類が増えるとともに、その機能、設置及び運営の改正が行われてきた。最後にこれまで述べてきたことをふまえて、今後の児童館の課題について触れておきたい。

## 今後の課題

### 1. 児童館設置の促進

公立公営の児童館の事業費（県立児童厚生施設は除く）は、平成9年度より一般財源化されが、民間の児童館に関しては引き続き「民間児童厚生施設等活動推進事業費」として特別会計に計上され、国庫補助が行われている。また、平成6年度より、民間保育所に併設した児童館の運営費についても、特別会計より補助がなされている。現在法人立（民立民営）児童館は極めて少ない設置数であるが<sup>10)</sup>（平成



9年調査では2.1%)、今後、地域ニーズを踏まえた柔軟で開拓的・先駆的な事業を行う法人児童館の設置を促進していくことが重要になってくであろう<sup>11)</sup>。また、運営を民間に委託する公立民営型の児童館を整備し、児童館の設置促進にも努めなければならないと思う。

## 2. 児童館における放課後児童健全育成事業の推進

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成9年6月11日公布、平成10年4月1日施行）によって、放課後児童健全育成事業が新たに法律上に位置づけられ、児童館は本事業の実施場所として法律上明確になった。放課後児童クラブ室を設置した小型児童館の充実を図っていくことが重要であると思われる。

## 3. 児童厚生員の身分資格の確立および処遇の向上

平成10年2月の児童福祉施設最低基準の改正によって、児童厚生員の規制緩和が図られた。すなわち、平成9年7月の地方分権推進委員会の第2次勧告を受けて、都道府県知事（指定都市にあっては市長）の権限である児童厚生員の認定については、都道府県知事から市町村長に委任され、市長村長を認定者に加えることとなった。また、「児童厚生員」を「児童の遊びを指導する者」とされたが、その基準は学校教育法の規定により教諭の資格を有するものなど明確になった。今後さらに検討が必要であると思われる。

## 4. 地域社会に位置づけられ児童館活動と他分野との連携

今日、児童館は、地域における健全育成の拠点と

して重要な役割を果たすべく期待されている。今後、地域における子ども家庭支援システムを構築するとい観点から、児童館活動と他分野の子育て支援活動との連携を図っていくことが必要である。平成4年より「県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）」が実施され、「都道府県が設置する県立児童厚生施設と管下市町村児童館・児童センターの相互の連携強化を一層推進すること」<sup>12)</sup>となった。今後、都道府県の大型児童館が中核となって、児童館相互の連携を図るとともに、他分野の子育て支援活動とも連携をはかり、子育て支援のネットワークづくりを推進していくことも期待されている。また、平成9年より「児童環境づく基盤整備事業」が創設されているが、児童環境づくり推進協議会を設置・運営することによって、子育ての啓蒙活動を促進すること、「児童育成計画」（地方版エンゼルプラン）を策定すること、さらに児童環境づくり推進委員会の設置し、児童の健全育成にかかわる者の連携を図っていくことも重要になってくるであろう。

なお、今回は児童家庭福祉施策の政策課題である「地域の子ども家庭支援システムの構築」という視点から、児童館施策の課題を考えてきたが、もう一つの政策課題である「子どもの権利保障」の観点からも、「児童館の設置運営要綱」さらには児童館活動の活動のあり方を検討していくことが必要であるが、それについては今後の課題としたい。

本稿の概要は日本福祉学会第46回全国大会（1998年、於：明治学院大学）において発表した。

## 文 献

- 1) 八重樫牧子（1995）今後の児童家庭福祉施策の基本方向。川崎医療福祉学会誌，5(1)，109-120。
- 2) 八重樫牧子（1995）今後の児童家庭福祉施策の基本方向（2）。川崎医療福祉学会誌，5(2)，49-59。
- 3) 児童家庭局長（1997）児童福祉法等の一部改正について（児発411）。児童福祉法法規研究会監修，児童福祉六法，初版，中央法規出版，東京，pp109-109。
- 4) たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会（子供の未来21プラン研究会）（1993）たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会（子供の未来21プラン研究会）報告書。子ども家庭福祉情報，(7)，100-110。
- 5) 中央児童福祉審議会・家庭児童健全育成対策部会（1996）児童の健全育成に関する意見。川超久司編，月刊福祉増刊号・施策資料シリーズ社会福祉関係施策資料集13，初版，全国社会福祉協議会，東京，pp143-144。
- 6) 八重樫牧子（1997）戦後日本の児童館施策の動向（1）—中央児童福祉審議会等の答申・意見具申等を中心に—。ノートルダム清心女子大学紀要 生活経営学・児童学・食品栄養学編，21(1)，11-28。
- 7) 八重樫牧子（1997）戦後日本の児童館施策の動向（2）—戦後日本の児童館施策年表—。ノートルダム清心女子大学紀要 生活経営学・児童学・食品栄養学編，21(1)，29-40。
- 8) 全国児童館連合会・児童館研究委員会編（1994）児童厚生員ハンドブック，初版，全国児童館連合会，東京，pp9-9。
- 9) 厚生統計協会編（1997）国民の福祉の動向・厚生指標 臨時増刊，44(12)・通巻(691)，127-127。
- 10) 全国児童館連合会編（1997）児童館の運営並びに事業内容に関する調査研究 —全国児童館実態調査報告書（平成8

年) —, 初版, 全国児童館連合会, 東京, pp13-13.

- 11) 全国児童館連合会児童館研究委員会ワーキンググループ “93 (1994) 児童館活動の基本コンセプトと新たな活動の展開について (提言), 初版, 全国児童館連合会, 東京, pp8-8.
- 12) 児童家庭局長 (1998) 県立児童厚生施設事業 (ネットワークづくり事業) の実施について (児発 228). 児童福祉法法規研究会監修, 児童福祉六法, 初版, 中央法規出版, 東京, pp355-356.

(平成11年5月12日受理)

## **Trend of Services for Children's Halls in Post-war Japan — Guidelines for the Establishment and Management of Children's Halls —**

Makiko YAEGASHI

(Accepted May 12, 1999)

Key words : CHILDREN'S HALLS, THE AFTER-SCHOOL MEASURES FOR HEALTHY UPBRINGING OF CHILDREN PROJECT, CHILD CARE SUPPORT, CHILDREN AND FAMILY SERVICES, ANGEL PLAN

### Abstract

In an effort to probe for ways to improve the services of the children's halls, trends in post-war Japan and revisions of the guidelines for their establishment and management were examined.

The results are as follows:

1. The number of children's halls has increased.
2. The "After-School Measures for the Healthy Upbringing of Children in Children's Halls" has been promoted.
3. The status of workers in children's recreational facilities has been elevated.
4. The activities of children's halls have been coordinated with other child care support groups.

Correspondence to : Makiko YAEGASHI      Department of Medical Social Work, Faculty of Medical Welfare  
Kawasaki University of Medical Welfare  
Kurashiki, 701-0193, Japan  
(Kawasaki Journal of Medical Welfare Vol.9, No.1, 1999 1-12)